

令和8年度尾張西部医療圏(構想区域)地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置について

- ① 次期地域医療構想の素案や愛知県地域保健医療計画の圏域項目案について、各地域の意見を聴取するため、保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「**地域医療構想・地域保健医療計画策定部会**」を設置する。
- ② 今後のスケジュール(予定)
- 令和8年3月 医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等が示された後、保健医療局健康医務部医療計画課より地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の**委員構成の方針を示す**。
- 3月～4月 清須保健所において地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の委員を選出後に、**地域医療構想推進委員会の委員長に確認**する。
- 3月～4月 地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の委員に、**地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置を案内**する。
- 令和8年度～ 地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を順次開催する。

③ 参考「保健医療計画策定委員会」の委員

(順不同)

●委員(合計12名)

三師会代表者(計6名)

- ・一宮市医師会(1名)
- ・稲沢市医師会(1名)
- ・一宮市歯科医師会代表(1名)
- ・稲沢市歯科医師会代表(1名)
- ・一宮市薬剤師会代表(1名)
- ・稲沢市薬剤師会代表(1名)

第3次救急医療施設代表者(計2名)

- ・一宮市立市民病院(1名)
- ・総合大雄会病院(1名)

4機能区分等(※関係医療機関)

- [高度急性期・急性期]
- ※一宮市立木曾川市民病院[回復期]
- [高度急性期・急性期]
- ※大雄会第一病院[急性期・回復期]

公立病院代表者(計1名)

- ・稲沢市民病院(1名)

4機能区分等

- [高度急性期・急性期・回復期]

公的病院代表者(計1名)

- ・厚生連稲沢厚生病院(1名)

4機能区分等

- [急性期・回復期・精神病床]

民間病院代表者(計1名)

- ・一宮西病院(1名)

4機能区分等(※関係医療機関)

- [高度急性期・急性期・回復期]
- ※上林記念病院[慢性期・精神病床]

行政機関代表者(計1名)

- ・稲沢市(1名)

●事務局

- ・愛知県清須保健所
- ・一宮市保健所

医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について

1 趣旨

2026年は、愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の3年目にあたることから、中間見直しを行う。また、2040年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027年3月を目途に公示を予定している。

2 見直し及び策定方針（案）について

今後提示される予定の医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進める。

(1) 医療計画

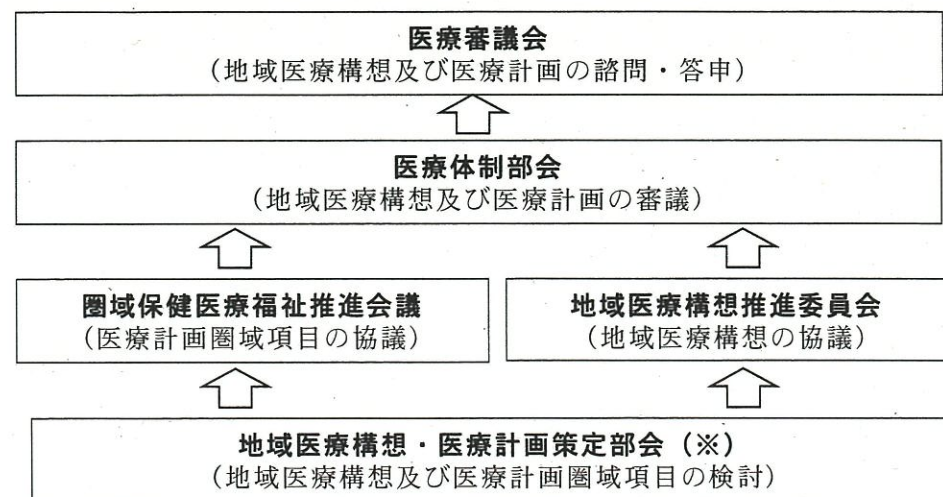
- ア 基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- イ 現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- ウ 医療計画見直しと同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- エ 在宅医療対策、外来医療計画の推進及び医師確保計画の推進について、必要な見直しを行う。
- オ 政策的に関連が深い他の計画との一体的策定を行う。

(2) 地域医療構想

- ア 次期地域医療構想を医療計画の上位概念に位置付ける（予定）。
- イ 地域の医療提供体制全体の方向性の策定、将来の病床数の必要量の推計等を行う。

3 協議体制

圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画作成指針」を設置し、医療計画と地域医療構想との整合性を図りながら、見直し・策定作業を進める。



※ 地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から選出

4 今後のスケジュール（予定）

年月	会議	医療計画	地域医療構想
2026年1月～2月	第2回圏域保健医療福祉推進会議 第2回地域医療構想推進委員会	・策定部会の設置の承認	
2月16日	第2回医療体制部会	・基本方針及び作成要領の検討	
3月30日	第1回医療審議会	・基本方針及び作成要領の決定⇒〈諮問〉	

※2025年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが示される予定であるが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性がある。

5 見直し及び策定工程

※現時点での想定であり、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がある。

	会議	医療計画	地域医療構想
①	地域医療構想・医療計画作成指針部会	—	素案検討
②	地域医療構想推進委員会	—	素案協議
③	医療体制部会	素案決定	
④	地域医療構想・医療計画作成指針部会	試案検討	
⑤	地域医療構想推進委員会	—	試案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	試案協議	—
⑥	医療体制部会	試案決定	
⑦	医療審議会	原案決定	
—	—	市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント	
⑧	地域医療構想・医療計画作成指針部会	修正案検討	
⑨	地域医療構想推進委員会	—	修正案協議
	圏域保健医療福祉推進会議	修正案協議	—
⑩	医療体制部会	最終案決定	
⑪	医療審議会	決定〈答申〉	

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
 - 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

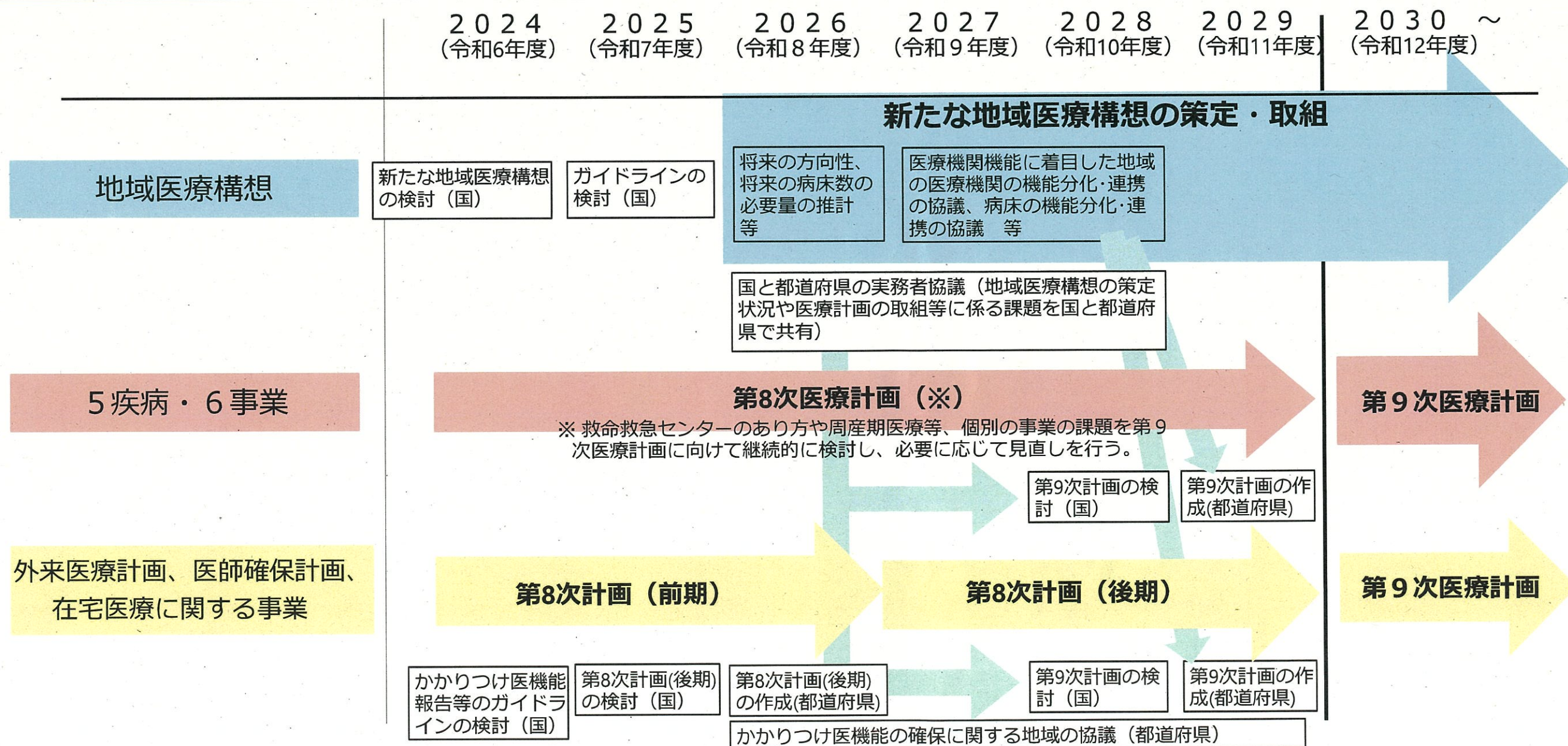
- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- 地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- 医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- 医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- 外来医療計画に関する事項
- その他本検討会が必要と認めた事項

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

【検討事項】

- 在宅医療に関する事項
- 医療・介護連携に関する事項 等

救急医療等に関するWG

【検討事項】

- 救命救急センターに関する事項
- 救急搬送に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

【検討事項】

- 小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

災害医療・新興感染症医療に関するWG

【検討事項】

- 災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等



その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～ 議論の開始
 秋頃 中間とりまとめ
 12月～3月 とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討